

## 東京千住キャンパスの学生等に関わるハラスメントの防止等に関する規程

平成 16 年 3 月 15 日

規 5 第 44 号

### (目的)

第 1 条 本規程は、学校法人東京電機大学ハラスメントの防止等に関する規程（以下「東京電機大学ハラスメント防止等規程」という。）の定めに基づき、東京千住キャンパス（研究科、学部）の学生、研究員、研究生及び科目等履修生（以下「東京千住キャンパスの学生等」という。）に関わるハラスメントの防止及び問題解決にあたるために必要な事項について定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 本規程において、「ハラスメント」とは、地位や立場を利用した嫌がらせや、相手の意に反する言動であって、他の者に不快感その他の不利益を与え又は学習、教育、研究及び就業環境を悪化させるものをいう。

### (組織)

第 3 条 東京千住キャンパスの学生等に関わるハラスメントの防止及び問題解決にあたるため、次の組織を設置する。

- (1) 東京千住キャンパスで設置するハラスメントに関わる委員会（以下「キャンパス対策委員会」という。）
- (2) 東京千住キャンパスで設置するハラスメントに関わる調査委員会（以下「キャンパス調査委員会」という。）

### (キャンパス対策委員会)

第 4 条 東京千住キャンパスの学生等に関わるハラスメント防止に係る施策・立案・対策・調査・情報収集・研修・啓発活動並びに東京千住キャンパスの学生等が関係するハラスメント事案の事実関係を調査するため、キャンパス対策委員会を設置する。

- 2 キャンパス対策委員会は年 1 回、キャンパス対策委員会の委員長（以下「対策委員長」という。）が招集して開催する。ただし、対策委員長は必要あるときは随時これを招集することができる。
- 3 対策委員長は、キャンパス対策委員会における審議内容並びにキャンパス調査委員会における調査結果及びキャンパス調査委員会からの報告に基づく当事者への対応方法等について、必要に応じ東京電機大学ハラスメント防止等規程に定めるハラスメント防止委員長に報告するものとする。

### (審議)

第 5 条 キャンパス対策委員会は、東京千住キャンパスの学生等に関わる次に掲げる事項を審議する。

- (1) ハラスメント防止に係る施策立案及び対策等に関する事項

- (2) ハラスメント防止に係る調査及び情報収集に関する事項
  - (3) ハラスメント防止のための研修及び啓発活動に関する事項
  - (4) ハラスメント事案に対する措置に関する事項
  - (5) ハラスメントの再発防止に係る改善策の検討及び実施に関する事項
  - (6) その他ハラスメント防止に係る事項
- (構成)

第6条 キャンパス対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 東京千住キャンパスの各学部長（以下、「各学部長」という。）
- (2) 東京千住キャンパスの各研究科委員長（以下、「各研究科委員長」という。）
- (3) 学科及び系列より1名
- (4) 学生相談室カウンセラー
- (5) 学生支援センター長
- (6) 国際センター長
- (7) 東京千住キャンパス事務部長
- (8) 対策委員長が推薦する者若干名

2 対策委員長は工学部第二部長を除く各学部長が輪番で務め、キャンパス対策委員会を招集し、その議長となる。

3 キャンパス対策委員会の副委員長は、各研究科委員長及び工学部第二部長とし、対策委員長に事故等が生じた場合、その職務を代行する。

4 第1項第3号及び第8号に定める委員の任期は原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 任期中に委員の交代があったとき、新任者の任期は前任者の残任期間とする。

6 対策委員長は、必要に応じて第1項に掲げる委員以外の者を会議に出席させ、報告又は意見を聴くことができる。

(学生等相談員)

第7条 東京千住キャンパスの学生等に関わるハラスメントに関する相談に対処するため、学生等相談員を置く。

2 学生等相談員は、対策委員長が任命する。

3 学生等相談員を任命するにあたっては、男女のバランスに考慮するものとする。

(学生等相談員の任務)

第8条 学生等相談員の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 相談者からの相談に対応し、必要な助言を行う。
- (2) 相談された事案に対処できないと判断した場合は、対策委員長と協議する。
- (3) 相談された事案の内容を対策委員長に報告する。

2 学生等相談員は、必要により相談された事案について他の相談員と相談できるものとする。

3 相談を受けた学生等相談員は本規程に定めるキャンパス調査委員会に出席するものとする。

(学生等の相談受付窓口)

第9条 東京千住キャンパスの学生等からのハラスメントに関する相談受付窓口は次のとおりとする。

- (1) 学生相談室
- (2) 健康相談室
- (3) 学生支援センター (学生厚生担当)
- (4) 東京千住キャンパス事務部 (教務担当)

2 相談受付窓口で相談を受け付けた者は、相談内容により速やかに本規程に定める学生等相談員を紹介するものとする。

(キャンパス調査委員会)

第10条 対策委員長は、東京千住キャンパスの学生等が関係するハラスメント事案に対する措置に関し、調査が必要であると判断した場合には、当該事案の事実関係を調査するため、その都度キャンパス調査委員会を設置することができる。

(キャンパス調査委員会の構成)

第11条 キャンパス調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) キャンパス対策委員会構成員のうち、対策委員長が指名した者若干名
- (2) 学生等相談員のうち、対策委員長が指名した者若干名
- (3) その他対策委員長が必要と認めた者

2 キャンパス調査委員会の委員長 (以下「キャンパス調査委員長」という。) は、申し立て事項の内容によって、各研究科委員長及び各学部長のいずれかから、対策委員長が任命する。

3 キャンパス調査委員長は、キャンパス調査委員会を招集し、その議長となる。

4 キャンパス調査委員会委員の氏名は、公開しない。

(キャンパス調査委員会の任務)

第12条 キャンパス調査委員会は、当事者からの申し立て事項についての事実確認及び事実調査を行い、その調査結果及び対応方法について対策委員長に報告書を提出するものとする。

2 キャンパス調査委員会は、必要により申し立て事項の関係者に対し出席を求め、事情を聴取することができる。出席・事情聴取の要請を受けた者は、事情聴取に応じ、また、意見の陳述または弁明をすることができる。

3 キャンパス調査委員会は、必要により申し立て事項に関する学外の専門家の意見を求めることができる。

(事案に係る対応方法の審議)

第13条 対策委員長は、前条第1項に定める報告内容に基づき、当事者への対応を対策委員会に諮ることとする。

(報告)

第 14 条 対策委員長は、前条に定める審議結果、キャンパス対策委員会における審議内容並びにキャンパス調査委員会における調査結果及び対応方法等について、必要に応じ関係部署の所属長及び学長へ報告することとする。

2 学部長又は研究科委員長は、必要に応じ前項に定める事項について、東京千住キャンパスの各教授会若しくは各研究科委員会に報告するものとする。

(申立人への対応と再発防止)

第 15 条 対策委員長は、申立人の救済及び再発防止のために必要な措置を講じ、当該事案に関する検討結果を申立人に速やかに通知することとする。

(被申立人への対応)

第 16 条 被申立人の所属する学部の長又は研究科委員長は、第 14 条第 2 項に定める対策委員長からの報告に基づき、被申立人に対し、当該事案に関する検討結果を速やかに通知することとする。

(異議の申立)

第 17 条 第 15 条及び第 16 条の通知に不服のあるときは、申立人若しくは被申立人は、通知を受けた日から 2 週間以内に対策委員長に対し、異議を申し立てることができる。

2 異議申立てがあったとき、対策委員長は、改めてキャンパス調査委員会を設置し、キャンパス調査委員会は、申立人若しくは被申立人の意見を徴したうえで、申立て内容を審議し、対策委員長に報告する。

3 対策委員長は、キャンパス調査委員会の審議結果をキャンパス対策委員会に報告し、前項の決定をその理由を付して、申立人若しくは被申立人に通知する。

4 第 1 項の異議申立てを行った者は、第 3 項の審議結果に対し、再度異議の申立てを行うことはできない。

(プライバシーの保護・守秘義務)

第 18 条 本規程に関わる委員、学生等相談員、その他手続きにおいて関係する者は、当事者及び関係者の名誉やプライバシーを保護するとともに、職務上知り得た情報を他に漏らしたり、私事に利用してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第 19 条 本規程に関わるすべての学生等、並びに委員、学生等相談員、その他手続きにおいて関係する者が、ハラスメントに係る相談、事実関係の調査等への協力、その他ハラスメントに起因する問題へ対処したこと等を理由として、不利益な取扱いを受けることがあってはならない。

(事務局)

第 20 条 本規程に関する事務局は学生支援センター（学生厚生担当）が担当する。ただし、キャンパス調査委員会において他の部署が適当と認められた場合はこの限りではない。

(規程の改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、キャンパス対策委員会の議を経て、対策委員長が決定する。

付 則

この規程は、平成 16 年 3 月 15 日から施行する。

(中略)

付 則 (令和 3 年 4 月 20 日決定)

この改正は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。(第 9 条、第 20 条)